

事 務 連 絡
令和元年12月24日

公益社団法人 岡山県医師会
一般社団法人 岡山県歯科医師会
一般社団法人 岡山県薬剤師会
一般社団法人 岡山県病院協会
一般社団法人 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

御中

岡山県後期高齢者医療広域連合長
(公 印 省 略)

平成30年7月豪雨に係る一部負担金等免除期間の延長について（依頼）

師走の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、岡山県後期高齢者医療広域連合の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合は一部負担金等の免除期間の延長について次の取扱いとしますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 一部負担金等免除延長期間

令和2年1月1日から令和2年6月30日までの診療分

※令和2年7月以降の再延長は行いません。

2 対 象 者

岡山県後期高齢者医療広域連合の被保険者のうち、平成30年7月豪雨に係る一部負担金等免除証明書を発行している方

3 一部負担金等免除の医療機関等窓口での取り扱い

医療機関の窓口で延長された免除証明書と保険証の提示をした被保険者のみ、窓口での一部負担金等の支払いを免除することができます。

※免除証明書に記載の有効期間を確認して下さい。

4 その他

(1) 当広域連合から対象者へ令和元年12月23日（月）に免除期間を延長した免除証明書を発送する予定です。

(2) 免除証明書に記載している期間内に受診し、一部負担金等を医療機関等で支払ってしまった場合は、お住いの市町村に申請することで後日還付を受けることができます。

(2) 診療報酬の請求について、免除期間中の対象レセプトは特記事項に96又は97を入れて国保連合会へ請求してください。

お問い合わせ先

岡山県後期高齢者医療広域連合

業務課 TEL086-245-0090